

令和2年度事業の取組重点

～交通事故のない安全な社会の実現をめざして・第10次石川県交通安全計画に掲げる数値目標(欄外※1)の達成～

| 重点項目 | 実施項目 | 実施細目 |
|---------------|--------------------------------|--|
| 1 交通安全思想の普及啓発 | (1)交通安全県民大会の開催 | ○県・警察・安管と共催により11月(予定)に開催 |
| | (2)交通安全運動の共催 | ○ポスター、街頭キャンペーン、各種メディアの活用等により運転者・歩行者の交通マナーアップを展開 |
| | (3)交通マナーアップ運動(欄外※2)の推進 | ○(委託)更新・処分講習等事業における啓発講習 ○「県安全運転研修所」における啓発研修 ○歩行者優先!「チェック・ストップ・横断歩道」の啓発 ○資料配布・キャンペーン等による広報啓発活動 |
| | (4)重大事故発生及び事故多発箇所・路線の緊急安全対策の推進 | ○警察・道路管理者等と連携した緊急安全対策 |
| 2 高齢者と子供の事故防止 | (1)高齢運転者対策の推進 | ○「ばっちい〜号2世」を活用した参加・体験型の出前教育 ○運転シミュレーター等を活用した出前教育 ○(委託)高齢者講習事業における啓発講習 ○「県安全運転研修所」等を利用したりフレッシュ研修 ○団体・地域ぐるみの高齢者無事故無違反運動 ○高齢免許自主返納者に対する支援活動 ○高齢運転者標識の表示促進活動 |
| | (2)歩行者対策(高齢者・子供)の推進 | ○高齢者宅訪問による個別指導と反射材の直接貼付活動 ○「ばっちい〜号2世」を活用した参加・体験型の出前教育 ○園児等に基本的な交通ルールを体得させる交通安全教室 ○子供と高齢者を守る街頭指導(推進隊・地活推進委員と連携) |
| 3 夜間の事故防止 | (1)反射材の普及(着用)促進 | ○有効性の広報啓発(寸劇・展示会・広報紙等)と直接貼付活動 |
| | (2)街頭指導・啓発活動の推進 | ○子供と高齢者の保護・誘導活動(出動・活動支援) ○街頭監視による運転者に自覚を促す活動(出動・活動支援) |
| | (3)ライトで照らせ「かがやき」運動の推進 | ○早めの点灯、ハイビームの上手な活用の周知徹底 |
| 4 自転車利用者の事故防止 | (1)自転車の安全利用の推進 | ○「自転車安全利用五則(欄外※3)」の周知徹底 ○全ての年齢層の自転車利用者のヘルメット着用の推進 ○街頭における交通安全指導・啓発活動(出動・活動支援) |
| | (2)正しい乗り方の安全教育の推進 | ○参加・体験型の交通安全教室の開催 ○子供・高齢者対象の交通安全自転車大会の開催 ○推進隊・地活推進委員、高校生の交通安全組織との連携指導 |
| | (3)自転車の点検整備と保険加入の推進 | ○自転車整備士と連携した点検整備、自転車保険加入の促進 ○自転車用反射材の普及 |
| 5 飲酒運転の根絶 | 飲酒運転根絶の規範意識の確立 | ○悪質性・危険性の周知徹底(各種講習・広報紙・ホームページ等) ○地域・職場における根絶運動(根絶宣言・ポスター掲示等) ○「石川版ハンドルキーパー運動」(飲食店組合等と連携) |
| 6 無謀運転の根絶 | 「あおり運転」の危険性等の情報提供 | ○「あおり運転の行為を受けたときのポイント」の広報活動(欄外※4) |
| 7 被害軽減対策 | シートベルト・チャイルドシート着用の推進 | ○非着用の危険性と着用による被害軽減効果の周知徹底 ○シートベルト衝撃体験車の貸出しによる着用効果の体験講習 ○チャイルドシートの正しい使用の指導・啓発活動 |
| 8 安全協会の獲得活動 | (1)協会活動に理解と協力を求める活動の推進 | ○協会活動の積極的な広報 ○会費が地域の交通安全に役立っていることの周知徹底 ○窓口での良好な応接マナーと積極的な勧誘 |
| | (2)会員特典の充実 | ○優良運転者の表彰(漏れのない該当者の把握) ○貸出し用交通安全DVDの充実、免許証ケース(安全運転便利帳入り)の交付 |

※1 第10次石川県交通安全計画に掲げる数値目標

「令和2年までに、死者数40人以下、死傷者数3,400人以下とする。」

※2 交通マナーアップ運動

- 「歩行者を早く見つけて守る運転」 運転中の脇見・携帯電話等の使用禁止、いち早く横断歩行者等を発見し歩行者を守る運転
- 「ライトで照らせ『かがやき』運動」 3～5月は午後5時～、6～8月は午後6時～、9～2月は午後4時～点灯とハイビームの上手な活用
- 「早めの合図30・3(サンマル・サン)運動」 早めの合図でゆとり・ゆずりあい運転(右左折時は30メートル手前、進路変更時は3秒前から)
- 「スピードダウン1・2・3運動」 1割のスピードダウン・2倍の注意力・3分早めの出発

※3 自転車安全利用五則

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外 ○車道は左側を通行 ○歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ○子どもはヘルメットを着用
- 安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)

※4 あおり運転の行為を受けたときのポイント

- 安全な場所に退避して、直ちに110番通報をしましょう。また、相手からの暴行を避けるため、ドアをロックし、窓も開けないようにしましょう。
- 同乗者がいる場合は、ナンバー等の記録や110番通報を依頼しましょう。 ○ドライブレコーダー等を有効に活用しましょう。